

(添付)平成 31 年 3 月 19 日
県環境審議会へ諮問(写)

佐賀県土砂等の埋立て等の規制に関する
条例(仮称)の制定について
(諮問)

佐 賀 県

諮問の理由

県内においては、残土の搬入に対して、残土処分場周辺の住民からは、土壌の汚染や土砂災害に対する不安の声があります。

残土などの土砂等の処分について直接規制する法律はなく、本県では、「佐賀県環境の保全と創造に関する条例」において、土砂等による埋立てに伴う生活環境への影響が生じた場合等には、埋立てを行う者及び土地所有者等に対し勧告し、勧告に従わない場合は氏名等を公表することができる」と規定しているところです。

しかしながら、当該条例には処分基準や届出義務等がないため、災害発生の未然防止が難しく、また、罰則等がなく強制力に欠け、土壌汚染や土砂災害が発生すれば、現状回復は困難となります。

土壌汚染や土砂災害を未然に防止するためには、不適正な土砂等の埋立てが行われないよう早い段階から指導・監督していくことが必要であることから、土砂等の埋立て等を規制する条例を制定することとしました。

つきましては、本条例の制定に関し、貴審議会の意見を求めます。